

# 寄付を通して、応援の輪を広げる伴走型資金調達プログラム

## 事業指定助成プログラム

# 2026年度 助成先募集要項

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（以下、当財団）では、千葉県内の地域課題解決に取り組むNPO・市民活動団体を対象に、「事業指定助成プログラム」2026年度助成先を募集します。

本プログラムは、NPO・市民活動団体が取り組む活動や地域課題を社会に発信し、寄付を通して「応援の輪」を広げていく、資金調達プログラムです。

寄付募集を通じて、活動をもっと知ってもらいたい、共感してくれる仲間や支援者を増やしたい、寄付集めを学び、団体の基盤を強くしたい、地域とのつながりを広げたい、そんな団体を伴走型でサポートします。

**募集締め切り日 第1回 2026年 7月24日（金）17時**

**第2回 2026年 11月27日（金）17時**

※応募前に個別相談（事前予約制）が必要です。

### 【このプログラムでできること】

#### ① 寄付を集める

寄付募集専用ページ、クレジットカード決済、寄付者管理など、寄付募集に必要な仕組みを利用できます。

#### ② 活動を広げる

ちばのWA地域づくり基金と協働で、ウェブ・SNS・プレスリリース等を通じた広報を行います。

#### ③ 寄付募集を学ぶ

寄付募集の計画づくりや発信方法など、資金調達のノウハウを伴走支援します。

#### ④ 税制優遇で寄付しやすく

本プログラムを通じた寄付は、寄付金控除等の税制優遇の対象となります。

### 【こんな団体におすすめです】

・地域課題をもっと社会に伝えたい ・活動を継続するための資金基盤を強くしたい ・支援者・寄付者との関係を育てたい ・助成金だけに頼らない運営を目指したい ・“応援される団体”になりたい

寄付募集は、お金を集めることだけではありません。

活動の価値を言葉にし、地域に届け、共感してくれる人とのつながりを育てていくプロセスです。

あなたの団体の挑戦を、地域の応援につなげてみませんか。ご応募をお待ちしています。

## 1. 対象団体

次のすべてに該当する団体が対象となります。

- (1) 千葉県内に事務所を置く NPO 法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体などの非営利法人であること（法人格の有無は不問）
- (2) 公益コミュニティサイト「CANPAN」(<https://fields.canpan.info>) に団体登録し、情報開示レベル★3つ以上を獲得している団体
- (3) 事前に個別相談実施済みの団体
- (4) 以下のいずれにも該当しない団体
  - ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
  - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
  - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体（以下「暴力団等」という）、その他法令、公序良俗等に違反する団体

## 2. 申請額（助成限度額）

- ・申請金額（助成限度額）に定めはありません。
- ・補助率のような制限もなく、実施事業にかかる費用の100%を申請可能です。
- ・申請いただいた事業の執行に関わるものであれば、助成金の使途に制限はありません。
- ・助成される金額は、申請金額（寄付募集目標金額）の達成・未達成に関わらず、実際に集まった寄付金額から運営管理費（20%）を引いたものになります。
  - ※運営管理費には、クレジットカード手数料、決済システム利用料を含みます。
  - ※寄付募集額は、申請額に当財団の運営費を加えた額となります。
  - ※寄付募集額は、事業内容や組織の状況等により変更する事があります。

## 3. 寄付募集期間と事業実施期間

- ・寄付募集期間は最長1年間で、申請時に団体ごとに定めることができます。この間当財団の仕組み（ウェブサイト、カタログ、クレジットカード決済機能、税制優遇など）を活用していただけます。
- ・事業実施期間は、寄付募集開始以降、寄付募集終了後1年以内に完了する事業で、申請時に団体ごとに定めることができます。

## 4. 対象事業

- ・以下のいずれにも該当せず、千葉県における公益的な事業（地域課題の解決や地域社会の健全な発展に貢献する）を対象とします。
- ・寄付募集開始以降、寄付募集終了後1年以内に完了する事業とします。なお、1団体による複数事業の同時申請は不可とします。

### 【対象とならない事業】

- ・営利を主たる目的とする活動
- ・個人的な活動や趣味的なサークル活動

- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
- ・暴力団等と関係のある活動、その他法令・公序良俗等に違反する活動

## 5. 採択団体が受けられるサポート

### (1)寄付の受付・決済

- ・寄付募集用専用ウェブサイトへの掲載
- ・カード決済、専用口座などの決済システムの提供
- ・寄付者管理、領収書の発行

### (2)広報やPRのサポート

- ・当財団のウェブサイトやチラシ、プレスリリース等を活用して採択団体と協働でPR
- ・当財団が主催するイベント等での周知
- ・採択団体から提供された情報をSNS等で発信

### (3)寄付募集に関するコンサルティング

- ・寄付集めの計画や戦略づくりの支援

## 6. 採択団体が実施すること

### (1)寄付募集について

- ・寄付金集めに関する組織内の合意と組織全体での主体的・積極的な寄付募集
- ・定期的（週1回程度）に活動状況や寄付のお願いの発信
- ・進捗共有のための定期的なミーティングへの参加

### (2)採択事業について

- ・申請金額（寄付募集目標金額）の達成・未達成に関わらず、寄付募集時に掲げた事業の確実な実施
- ・事業実施後の寄付者、地域社会への報告
- ・事業終了後1か月以内に所定の「助成事業報告書」（決算書含む）の提出
- ・事業が終了した年度中に開催する当財団主催の成果報告会への参加

## 7. 申請方法

### (1)事務局への事前相談

- ・各締切日の10日前までに個別相談をお申し込みください。
- ・ご希望の日時を第3候補まで明記の上、件名に「事業指定助成プログラム個別相談申込」としメールでお申し込みください。個別相談申込先 [grant@chibanowafund.org](mailto:grant@chibanowafund.org)  
※個別相談を実施していない場合、申請受付はできません。

### (2)情報開示

- ・公益コミュニティサイト CANPAN (<https://fields.canpan.info>) の団体登録を最新情報に更新し、情報開示レベル★3つ以上を獲得してください。
- ・定款（規約）、役員名簿、直近年度の事業報告書・決算書類を CANPAN 上にアップロードしてください。  
※上記、確認できない場合、申請受付はできません。

### (3)申請書の提出

- ・弊財団ホームページから、「助成事業申請書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、[grant@chibanowafund.org](mailto:grant@chibanowafund.org) までメールにてご送付ください。
- ＊ダウンロード URL [https://chibanowafund.org/grant/koubo\\_jigyoshitei2026.html](https://chibanowafund.org/grant/koubo_jigyoshitei2026.html)
- ・申請書は Word 文書のままで提出してください。
- ・件名に「事業指定助成プログラム申請（団体名）」と明記してください。
- ・郵送での提出は受付対象外となります。必ず電子メールで提出してください。  
※「助成事業申請書」には必要に応じて、申請事業の内容がわかる資料（リーフレット、チラシ、写真等）を添付していただくことも可能です。

## 8. 募集締め切り日

第 1 回 2026 年 7 月 24 日（金）17 時必着

第 2 回 2026 年 11 月 27 日（金）17 時必着

## 9. 選考について

- ・事務局によるヒアリングを実施後、当財団が設置する助成等選考委員会で審査・選考し、理事会が最終決定します。
- ・選考の結果、助成申請額が変更（増減額）されることもあります。
- ・選考の結果は、3～4 週間を目途に各団体にメールにてお知らせします。お電話での問い合わせには応じかねます。

### **【選考基準】**

- ・事業指定助成プログラムの趣旨と条件に合致しているか
- ・地域社会のニーズや課題を的確にふまえたうえで公益性の高い事業であり、具体的な成果が期待できるか
- ・目的、目標、事業計画、事業予算、寄付獲得方針・プランが明確で、妥当なものかどうか
- ・実現可能な事業かどうか（組織体制、財源等）
- ・地域社会に情報が発信されている（発信することができる）かどうか
- ・寄付募集を通じて事業の展開、発展に寄与するか

## 10. 採択後の手続き

- ・採択後、事業計画を精緻化し、覚書を締結します。
- ・助成対象団体と当財団で協議し、申請内容に基づき、寄付募集期間、寄付募集内容、対象事業期間、その他の広報方針を決定し、寄付募集事業の広報活動を行います。

## 11. 助成金の交付

- ・寄付募集期間終了後、1か月以内に「助成金交付決定通知書」を送付します。所定の「助成金交付申請書」を提出していただいた後、指定口座に振り込みます（中間支払いも可能です）。
- ・助成金額は、実際に集まった寄付金額から当財団の運営管理費（20%）を引いたものになります。

## 12. 注意事項

### （1）事業の変更・中止があった場合の取り扱い

事業に大きな変更があった場合は、変更申請により再審査を行います。助成に値する事業として認められた場合、助成金を交付します。事業の中止（団体の解散）があった場合は、助成金は原則交付いたしません。また交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は当財団に全額返還していただきます。

### （2）寄付獲得金額のよって、申請事業を変更せざるを得なくなった場合の取り扱い

団体から事業変更申請を提出いただきます。

### （3）以下の場合には助成金を交付することができません。

- ・寄付者と団体との間で助成金（寄付金）が不正な利益の取得や供与に使用される疑義がある場合。
- ・助成金の元となる寄付金が思うように集まらなかった等で必要な資金調達ができず、事業を全く実施できない場合。

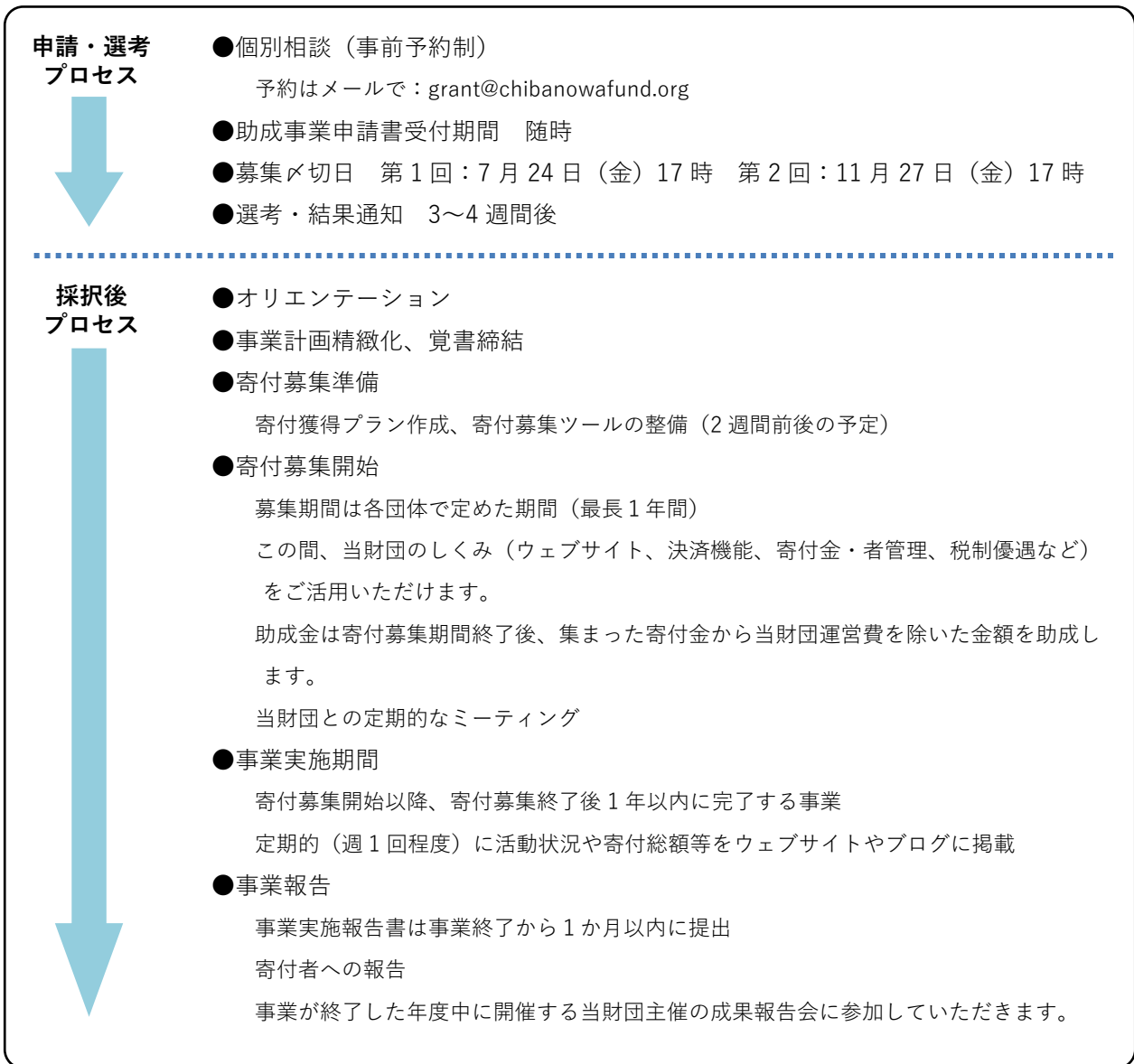
### （4）助成金として交付されなかった寄付金の取り扱いと寄付者への説明について

団体と当財団で寄付者への説明責任を果たすとともに、寄付金は可能な限り寄付者の意思に沿い、当財団が別の方法で市民公益活動の支援に活用します。

### （5）CANPANの情報開示レベルについて

助成事業期間中は公益コミュニティサイト「CANPAN」団体情報開示レベル★3つを保持してください。

### 13. 申請から事業報告までの流れ



### お問い合わせ・申請先

#### 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

TEL：043-239-5335 E-mail：grant@chibanowafund.org URL：<https://chibanowafund.org>